

【丹波篠山市保育所等の利用調整にかかる基準】

◆基本点数

事由		内容	点数
就労 就学 (内定含む)	外勤 (自営・農業含む)	月150時間以上 例) 7.5時間×週5日以上	10
		月140時間以上 例) 7時間×週5日以上	9
		月120時間以上 例) 6時間×週5日以上	8
		月100時間以上 例) 5時間×週5日以上	7
		月80時間以上 例) 5時間×週4日以上	6
		月64時間以上 例) 4時間×週4日以上	5
	内職	月150時間以上 例) 7.5時間×週5日以上	8
		月140時間以上 例) 7時間×週5日以上	7
		月120時間以上 例) 6時間×週5日以上	6
		月100時間以上 例) 5時間×週5日以上	5
		月80時間以上 例) 5時間×週4日以上	4
		月64時間以上 例) 4時間×週4日以上	3
求職活動	求職活動、起業準備のため外出して活動をする	2	
妊娠・出産	出産または出産予定日の前後8週の属する月初日から月末まで	8	
保護者の疾病	入院または常時臥床している場合	10	
	居宅内療養（診断書）により常時保育するのが困難な場合	7	
	通院等（診断書）により保育に支障がある場合	5	
保護者の障がい	身障手帳1・2級、療育手帳A、精神手帳1・2級の交付を受けている	10	
	その他手帳の交付を受けている	8	
親族の介護・看護	身障手帳1・2級、療育手帳A、精神手帳1級、要介護4以上の親族の介護や、入院付き添いにより常時保育するのが困難	9	
	上記以外の親族の介護や看護により保育するのが困難	6	
	通院・通所介助により保育に支障がある場合	5	
災害復旧	災害の復旧に常時あたっている	10	
要保護家庭	虐待・DVのおそれがある場合	別途	
小計			

※父の基本点数+母の基本点数+調整指数の合計点数の高い児童から優先順を決定

※保護者の保育を必要とする事由が2項目以上ある場合は、点数の高い状況に該当するものとして取り扱う

※ひとり親の場合は、当該ひとり親に基本点数10点を加算

※同点の場合は、優先順位による

◆調整指数

内容	指数
ひとり親	+6
単身赴任・海外赴任	+1
生活保護世帯・要支援家庭	+1
前年度に待機（12か月以上）	+4
前年度に待機（6か月以上）	+2
すでに兄弟が入所している（1号以外）	+2
兄弟同時入所の申込み	+1
多胎児の同時入所の申込み	+2
すでに兄弟が入所しており、かつ、兄弟（多児）同時入所の申込み	+3
保護者が保育士等（市内園等で勤務）	+10
支援を要する児童	+1
育休取得中で、育休延長も許容できる場合	-1~-5
保育料を滞納している	-5
就労していない同居親族あり（65歳未満）	-3
市外から転入予定（転入時期・転入先未定）	-5
市外在住	-10
小計	

◆優先順位

1	丹波篠山市在住（入所月までに転入予定も含む）
2	保護者が保育士等（市内園等で勤務）
3	同居者なしのひとり親世帯
4	生活保護世帯・要支援家庭
5	保育料の滞納がない
6	すでに兄弟が入所しており、同じ施設になる（さらに人数が多い方が優先）
7	入所希望月が早い
8	市民税額の低い世帯（さらに収入の低い世帯が優先）